

令和元年度

橋本徳一郎君に対する懲罰特別委員会記録

審査・調査案件

1. 橋本徳一郎君に対する懲罰の件 1
-

令和元年 8 月 1 日（木曜日）

橋本徳一郎君に対する懲罰特別委員会会議録

令和元年8月1日 木曜日

午後1時31分開議

午後2時47分閉議（実時間33分）

○本日の会議に付した案件

1. 橋本徳一郎君に対する懲罰の件

○本日の会議に出席した者

委員長	成松由紀夫君
副委員長	古嶋津義君
委員	金子昌平君
委員	中村和美君
委員	野崎伸也君
委員	橋本幸一君
委員	堀徹男君
委員	村川清則君
委員	村山俊臣君

※欠席委員 山本幸廣君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

議員 橋本徳一郎君

○説明員等委員（議）員外出席者

議会事務局次長 増田智郁君

○記録担当書記

中川紀子君
土田英雄君

（午後1時31分 開会）

○委員長（成松由紀夫君） それでは、皆さん、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから橋本徳一郎君に対する懲罰特別委員会を開会いたします。

審査に先立ちまして、報告いたします。きのう、議長宛てに要望書、申し入れ書が届いておりますが、その内容は、本委員会に対し、真摯な御審議と公正な判断を求めるものでございましたので、各委員におかれましては、よろしくお願いいたします。

◎橋本徳一郎君に対する懲罰の件

○委員長（成松由紀夫君） それでは、本委員会に付託されました橋本徳一郎君に対する懲罰の件を議題といたします。

まず、本特別委員会の傍聴及び放映に対する取り扱いを協議いたしたいと思います。

委員会の傍聴につきましては、委員会条例第19条の規定により委員長が許可することになっておりますが、本件は、議員の身分に関する事件の審査であり、審査の内容によっては公平かつ詳細な審査を行うため、本委員会を一般傍聴者に公開しない運用も可能との考えもございますが、いかがいたしましょうか。いかがいたしますか。公開、非公開。（「公開でいいと思いますけど」と呼ぶ者あり）

挙手のみ発言。

○委員（野崎伸也君） 公開で結構かと思えます。

○委員長（成松由紀夫君） 公開。

○委員（野崎伸也君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） 公開との御意見が出ましたが、ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） 御異議なしですね。

それでは、お諮りいたします。

本特別委員会の傍聴については、公開とすることとし、あわせて委員会放映を行う取り扱いとすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） 御異議なしと認

め、そのように決しました。

小会します。

(午後1時34分 小会)

(午後1時34分 本会)

○委員長(成松由紀夫君) それでは、まず、懲罰動議の提出理由についてであります。既に昨日の本会議で聞いておりますので省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員(野崎伸也君) 異議ありません。

○委員長(成松由紀夫君) 御異議なしですね。

○委員(野崎伸也君) 異議なしです。

○委員長(成松由紀夫君) それでは、御異議なしと認め、そのように決しました。

それでは、本懲罰動議の発言者に対し、質疑ありませんか。

○委員(中村和美君) 前回からちょっと時間もたちましたが、委員長、副委員長に本人さんから何か言葉はありませんでしたでしょうか。謝りとか何かというのはなかったですか。もう二十日ぐらい過ぎてますが。

○委員長(成松由紀夫君) 正副委員長のほうに、本人から謝罪の意思は確認はできておりません。

○委員(中村和美君) わかりました。

○委員長(成松由紀夫君) ほかに質疑ございませんか。発議者に対し、提案者に対しですね。提案者も委員でいらっしゃいますので、提案者に対して、御意見ございませんね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(成松由紀夫君) なければ、以上で提案者に対する質疑を終了いたします。

次に、昨日、橋本徳一郎君より本委員会において一身上の弁明をしたいとの申し出があります。

お諮りいたします。

橋本徳一郎君からの一身上の弁明を許可することに賛成の方の挙手を求めます。弁明の機会を与えるか与えないか。よろしいですね。

(賛成者 挙手)

○委員長(成松由紀夫君) 挙手全員と認め、一身上の弁明を許可することに決しました。

なお、弁明が終わりましたら、速やかに審査に移行いたします。

橋本徳一郎君の入場を許可します。

(橋本徳一郎君 入場)

○委員長(成松由紀夫君) それでは、橋本徳一郎君に一身上の弁明を許可します。

なお、弁明については、今回の懲罰動議が提出されたことへの弁明でありますので、最初の懲罰動議に対する弁明はできないということを理解していただき、内容についても簡潔にお願いいたします。

○議員(橋本徳一郎君) 弁明の機会をいただき、大変ありがとうございます。今回の懲罰動議に基づく委員会設置は、6月議会最終日における懲罰特別委員会決定の陳謝文の拒否に伴うものであると理解しております。今回の弁明の機会、私がなぜ陳謝文朗読の拒否をしたのか、その理由と、私の懲罰についての考えを弁明いたしたいと思っております。

問題とされた私の質問、執行部答弁と私と、橋本徳一郎が住民から直接聞いた内容に矛盾があることを指摘したものであります。私の言動が全て住民やパブリックコメント、説明会参加者への確認をとった上で述べたものであり、曖昧な情報や不確かなものに立脚したものではありません。

住民の声を議会に届けるという議員本来の責務を全うしたものと自負しており、住民の声を懲罰という形で否定することはできませんでした。また、6月議会最終日における私の弁明の申し出に対しても、議場ではその機会を与えていただけませんでした。

同時に、さきの陳謝の文章は、具体的に何に對しての陳謝であるかが不明瞭であり、聞き手の受け取りようによっては、私が取り上げた市民の声も誤りであったかのように思われるものでした。

今回の懲罰は私自身の発言に対するものだとされながらも、当事者である私自身には、私の発言のどこが問題であるのか、具体的揭示もないままでした。

これらの点において、私は納得ができないものとし、さきの陳謝文の朗読を拒否した次第です。懲罰動議では、地方自治法第132条言論の品格及び八代市議会会議規則第151条品位の尊重に抵触し、議会の品位をおとしめたことが理由とされています。

議会の品位について、私自身いろいろ調べてみたんですが、NHK政治マガジンに議会の品位とは何なのかという特集記事にまとめられているものを紹介したいと思います。この特集記事は、熊本市議会において当該市議がのどあめをなめながら登壇、質問に入ったことに端を発します。

○委員長（成松由紀夫君） 橋本議員。今回の懲罰に関連のないものの発言は控えてください。

○議員（橋本徳一郎君） 濟いませ、考えを述べるに必要なことなんで。

○委員長（成松由紀夫君） 熊本市議会の話とは別に、橋本議員の今回の行為に対する特化したものについてのみお願いいたします。

○議員（橋本徳一郎君） 記事では、議会の品位についてのボーダーラインを示すことは難しく、画一的なものを示すのは違和感があると伝えております。

同時に、専門家の意見として、地方議会制度に詳しい山梨学院大学法学部の江藤俊昭教授が次のように語られています。議会の大前提として、市民に開かれた空間で、自由に発言できる

議会をどうつくるかが大事だと強調した上で、議会ですっかり議論する姿勢こそが議会の品位だと。失礼。住民に議会が開かれ、そして尊重される新しい時代にこそ、新しい議会をつくっていく必要があると話されています。

次に、ジュリスト掲載当時の皆川治廣松阪大学教授の文書を紹介いたします。

懲罰決議は議会の自律権行使に関係する部分が多い。しかし、手続的側面を含めて懲罰を行うか否か。その、どの懲罰を選択するかに際しては、事実誤認、比例原則違反、平等原則違反など、議会に裁量権の逸脱、濫用が生じることもないわけではない。とりわけ、政党間の思惑や利害の対立に基づいて、懲罰の逸脱、乱用、恣意的適用の危険性が生じることが全くないということは断言できない。こういった点も加味すれば、除名、出席停止、陳謝、戒告であれ、違法な懲罰決議には行政処分制を認めた上で、裁判所の公正かつ適正な審議、判断を受けることは可能と解すべきではないだろうかと言われています。

○委員長（成松由紀夫君） 橋本議員、橋本議員、橋本議員。再三注意いたしますが、本審査に関係のない法的な考え方等々のお話は遠慮願いますので、簡潔にお願いいたします。発言の禁止を命ずることもあり得ますので、そこはしっかり理解をして発言してください。

○議員（橋本徳一郎君） 最後のところになります。

議会は言論の府であり、問題は全て言論によって決定されるのが建前です。そのため、議会においては特に言論を尊重し、その自由を保障されています。というふうに、反論がある場合には、言論によって決着をつける必要があると考えております。それを懲罰という形で決着を図るというやり方では、私も納得できませんし、市民も到底納得できるものではないと考えております。

最後に、市民から議長宛てに、私の懲罰に関する要望書などが提出されたとお聞きしております。本日も傍聴人さん来られてるようですので、こういった要望書等についても、当委員会において審議していただくことを申し添えておきます。

以上、私の弁明とさせていただきます。

○委員長（成松由紀夫君） 橋本議員。議場傍聴席に配付された資料などの行為については弁明はないんですね。

○議員（橋本徳一郎君） あ、それは今の……

○委員長（成松由紀夫君） 今のものでよろしいですね。

○議員（橋本徳一郎君） 今については……

○委員長（成松由紀夫君） 執行部の答弁に対する不適切な発言のみ弁明があったかのように、今内容を聞きますとそうですが、議場傍聴席に配付された資料等の行為、これも今回の審査の対象でございますので。もうなければ、以上で発言は終わらせてください。

○議員（橋本徳一郎君） それについてはですね、最初のヒアリングの注意を受けた際に、議長にも今後改めますということを言っておりますので、それ以降は行わないということをこの場でも改めて宣言します。

○委員長（成松由紀夫君） では、そちらの傍聴席の行為については反省していると、謝罪の意思があるということですね。はい。わかりました。

それでは、橋本徳一郎君の退場を求めます。

（橋本徳一郎君 退場）

○委員長（成松由紀夫君） それでは、橋本徳一郎君に対し、懲罰事犯として懲罰を科すべきかどうか、また、懲罰を科すとすれば、地方自治法第135条に定めるいずれの懲罰を科すべきかについて、意見がありましたらお願いします。懲罰を科すか科さないか、御意見をお願いします。ございませんか。

○委員（橋本幸一君） 確認ですが、今回の2回目の懲罰動議ということでございますが、今回の件については先ほど委員長が冒頭申されましたとおり、議会の議決事項を拒否したことに對するということで理解してよろしいですね。

○委員長（成松由紀夫君） はい、そうですね。議会の議決を軽んじてるのではないかというような解釈でもございます。

ほかに。

○委員（橋本幸一君） それからすれば、もう完全に議会の議決事項を拒否されたという、そういう点については明白でございますので、これはもう懲罰の対象になり得ると私は考えます。

○委員長（成松由紀夫君） 懲罰を科すとの御意見でございます。

ほかにございませんか。

野崎議員、何かございませんか。

○委員（野崎伸也君） 私も確認ですが、きょう、懲罰に対するこの反論というか、一身上の弁明されたんですけれども、前回なかったですよ。

○委員長（成松由紀夫君） はい。

○委員（野崎伸也君） ですよ。

○委員長（成松由紀夫君） 申し入れがなかったのです。

○委員（野崎伸也君） ああ、そういうことですね。わかりました。

きょうは、もう1回確認なんですが、前回もそうだったと思うんですけど、その行為に対してそれが本当なのかそなのかとかっていう話じゃなくて、行為自体が抵触するかせんかっていう、懲罰科すか科さないかっていうところを議論したと思うんですよ。結果的に委員会の中で採決されて、それが懲罰を科すんだということで進んだ中で、最終的に議会の本会議では陳謝をされなかったということでしたので、その後の委員会もありましたけれども。

それを議会の、橋本議員も言われたように、本会議で議会が決めたこと、議決したことをしなかったという点において、懲罰か懲罰じゃないかっていうところの議論、論点なんですよ、きょうは。

○委員長（成松由紀夫君）　そうですよ。

○委員（野崎伸也君）　弁明されてちょっと混乱しちゃったもんですから。前回ですね、あっていけば、それが今回とまたちょっと趣旨が違ってくるかなっていうふうに私は思ったものですから。前回であれば、それがあってしかるべきだったのだろうとは思うんですけど。

○委員長（成松由紀夫君）　はい。整理しますと、今、野崎議員が言われたように、前回ですね、部分で、弁明の申し入れがあつておれば合致したとは思いますが、もう今申されましたように、懲罰を科すと。そして、先ほど御本人も言われてましたが、やっぱりあつてはならない守秘義務がある文章等々を傍聴席に配付された。それについては自分でも認めておられます。

そういったことで、話がこんがらがるといけないんですが、要するに、懲罰を科された、それを拒否された、議会の議決に対して拒否されたということについての、これは再懲罰ですので、1回目の懲罰委員会とはまた形が違います。再懲罰の部分で、科すか科さないかということをししっかり議論していただければというふうに思います。

○委員（野崎伸也君）　わかりました。整理していただいて、よく理解できたんですけども、私も含めてなんですが、これまで懲罰委員会というのが何回かありましたよね。懲罰を受けた方もいるんですけども。その懲罰っていうことに対して、懲罰委員会の決定に対して、懲罰を科すということに対しては、いろいろな言い訳じゃないですけども、本人にしる、周りにしる、いろんな弁明というのはまず持つてある

わけですよ。あるんですが、ここで決められたこと、議会の今、委員会の中で決まったことっていうことについてはですよ、やはり真摯に受けとめて、自分の非礼なのかどうかわかりませんけれども、決まったことについてはですね、淡々と、ちゃんと議員として、議会の一員として多分やってきたというふうに私も理解してますし、自負してますんで、委員長言われたように、今回、本会議で懲罰ということ、陳謝ですよ、決まったことを議会として決めたことをできなかった、されなかったということについてはですね、非常に私は残念だったなというふうに思いますんで、懲罰を科すということについては、私は異論はないということでございます。

○委員長（成松由紀夫君）　ほかにございませんか。

○委員（堀　徹男君）　野崎議員と全く同感。

○委員長（成松由紀夫君）　全く同感。はい。

それでは、ほかになれば、懲罰を科するという御意見ばかりでございますので。さらに、懲罰を科さないという御意見はございませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君）　それでは、懲罰を科すというような意見が全てでございますが、これより採決に入ります。

まず最初に、本件は懲罰事犯として懲罰を科すべきものと決定することについて採決いたします。

採決は挙手にて行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

橋本徳一郎君に対して懲罰を科すことに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者　挙手）

○委員長（成松由紀夫君）　挙手全員と認め、本件は懲罰を科すことに決しました。

しばらく小会いたします。

（午後1時51分　小会）

(午後2時07分 本会)

○委員長(成松由紀夫君) それでは、本会に戻します。

懲罰を科すことと決しましたので、懲罰の種類等について、何か御意見ございませんか。

○委員(古嶋津義君) 再度、陳謝でお願いをしたいと思います。

○委員長(成松由紀夫君) 再度陳謝。理由は。

○委員(古嶋津義君) この前、陳謝をされていないので、その陳謝をお聞きをしたいと思います。

○委員長(成松由紀夫君) まずは陳謝という御意見でございますが、ほかにございませんか。

○委員(野崎伸也君) きょう初めて本人の弁明を聞いたんですけれど、その中で、委員長も確認されたんですけど、配付物の件ですね。議場の中で傍聴者の方に配付した部分については非常に反省をされてるように私は受けとめました。

あともう1点、弁明の中で言われたのが、陳謝文についての文で何か納得がいかない部分があったんだっていうところを話されてた部分がありましたんで、陳謝に対してはそれほどハードルがですね、本人に対して、本人のほうからも、何か受け入れるような形の発言ではないですけど、そういった意図を私は酌み取れたのかなというふうには思いましたんで、再度陳謝のほうでお願いできればというふうには思います。

○委員長(成松由紀夫君) 陳謝の御意見が2つ出ましたが、ほかにございませんか。

○委員(村川清則君) 野崎委員とも同じようなことなんですけれども、出席停止までさせるような事案なのかというのが1つ頭の中にあります。もちろん議会での決定事項、公開の議場

における陳謝を科すというのを拒否された。議会での決定事項というのは、議員にとって絶対的とは言いませんけれども、極めて尊重されてしかるべきことだと私は考えております。それでも事案が事案ですので、やはり再度説得を試みてといいますか、陳謝でお願いできたらと今は考えております。

○委員長(成松由紀夫君) 陳謝の御意見、出席停止まではというような。ただ、皆さん方に再度お伝えしますが、本来、再懲罰ですので、再懲罰委員会というのは非常にこれは議会としても私は恥ずべきようなことで、今、村川委員からも野崎委員からもありましたが、議会の議決をですね、最大限、私は絶対的に尊重しなきゃいけない、これは議員としての生命線とされますので、この議会のその議決についてということはしっかりとやらなければならないのかなというふうに思いますが、認識していただきたいのは、再懲罰委員会ということは、ただでさえ懲罰委員会というのは重い委員会なんですけれども、これは2回目の再懲罰委員会というところも含めて発言のほうをよろしくお願いいたします。

ほかにございませんか。

○委員(堀 徹男君) 委員長が今おっしゃったのを含めてですね、確かに再懲罰なんですよ。野崎委員等も当時はあったように、議会の議決に従わないというのが最たる懲罰の事由だと思います。

その観点からいくと、懲罰の種類に軽い、重いがあるとすれば、陳謝文の朗読を科して、それを受け入れないということは、通常で言えば私はもうワンランク重い懲罰の種類でしかるべきだというふうに思います。が、先ほどの出席停止の内容を確認すると、陳謝文の朗読よりも懲罰としての意味合いは非常に曖昧なものになってしまいそうな気がしてなりません。陳謝文の朗読で私も今回はよいというふうには思いま

すが、重ねて、最初の懲罰の議決を受け入れられなかったという部分に関してもですね、私たち議会の名誉としては、やはり何らかの陳謝文に一文加えるとかっていうことが必要なんじゃないかというふうに私は思います。

○委員長（成松由紀夫君） もうワンランク上でのという気持ちもあるけれども、やはり陳謝文の中に一文加えるとか、そういうのもいかがかという話ですね。

再度事務局に確認ですが、今、堀議員の話も含めてですけども、重い、軽いは、これは一般的に、本当に解釈はそういう解釈というものなのかな。今、堀議員が言われた、改めて出席停止と陳謝というときに、どうも効果的というか、しっかり反省してもらわないかん部分で、一般的に考え方はそうなんだろうけど、重い、軽いについては何かありますか。

○議会事務局次長（増田智郁君） 懲罰4種類御説明させていただくのに、除名は除いたところでお話をさせていただきたいと思いますが、通常、懲罰事案が来ますと、現在のような感じで委員会で審査を行いまして、それで委員会で審査結果が出たら本会議に報告をし、そこで議決をとるという流れの行為の中で、議決をとった時点で、どの懲罰がその懲罰事犯に当たられる議員さんにとって懲罰に値するののかというような考えをもとに、先ほど懲罰の順番、重い、軽いをお話ししましたが、あれはあくまでも自治法上うたわれている内容でございまして、その、いつ委員長報告をして、議決をして、その懲罰を科す内容が本当にその懲罰として値するののかどうかというところからいきますと、あくまでも順番はありますが、その事情に応じて、その順番の重い、軽いというのは判断されるべきだと思います。

以上です。

○委員長（成松由紀夫君） なるほど。そういうことですので、今の事務局の見解も含めて御

審議をお願いしたいと思います。

また、委員長から1つですが、先ほど橋本徳一郎議員が言われた中での要望書、申し入れ書ということにもお触れになっておりましたけれども、議長宛てでございまして、私も委員長として議長から見せていただきまして、いろいろの中身は見てみたんですけども、非常に強い文言もありました。要するに。最終的には先ほど私が冒頭に申しましたとおり、真摯な審議と公正な判断という文言がありましたので、そこは提出者の願意の部分を酌み取ってということで冒頭に言わせていただいた次第なんですけれども、そういったことも含めてですね、考えていくと、やはり再懲罰と。懲罰委員会ではなくて再懲罰委員会という、やはりそういった部分は御本人も反省されてるようなニュアンスというか、先ほど野崎委員もちょっと感じたというようにとおりでですね、議長、副議長がヒアリングをされたときも、本当に反省する気持ちは本人思っておられるような形もあったんですけども、1回やっぱり帰られると、どうしてもニュアンスが変わってくるというようなこともありまして、二転三転するような動きもございました。

結果的に、残念ですが陳謝を拒否されたということで、この再懲罰ということになっておりますので、そういった流れも酌み取りいただきながら御意見をお願いしたいと思います。

○委員（橋本幸一君） 私も今のいろんな意見がございまして、本来ならばですね、ワンランク上というのが当たり前かなって私も思ってるんですが、やはり今委員長の、これまでの流れとか本人が部分的にも認めつつあるというような、そういうことも踏まえますと、再度ですね、陳謝という形で議会の議決というのがいかに重いかということをしっかり考えていただいて、今回も陳謝やっていただきたいと思います。

○委員長（成松由紀夫君） ほかに。

○委員（中村和美君） 先ほど委員長、副委員長にお尋ねしたのは、橋本委員のどういう行動だったのかということだったんですけど、今おいでになって、1つは文書を傍聴者に配ったというのは本当、本人さんも反省しておられるようでございますので、私ももう1回陳謝ですね、本人の気持ちをですね、語っていただければそれでいいんじゃないかなというふうに、反対に期待したいと思います。

以上です。

○委員長（成松由紀夫君） 期待を込めての陳謝。

ほかにございませんか。金子委員、何かございませんか。

○委員（金子昌平君） 皆様のお話をしっかり聞きまして、私も陳謝でいいのかなと思ってます。

○委員長（成松由紀夫君） あと、村山委員が意見が出てません。

○委員（村山俊臣君） 私も陳謝でよろしいかと思いますが、できれば橋本議員が先ほど弁明されたとおりですけれども、前回の文言に何かしらやはりつけ足していただけるのであれば、何かしらまた精査した中できちんとした文言をつくり上げていただければなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（成松由紀夫君） それでは、科すべき懲罰が1つに絞られましたので、諮りたいと思いますが、よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） そして、陳謝文につきましては、後ほど陳謝文協議の折にですね、また堀委員、村山委員からも御意見を賜ればというふうに思います。

それでは、ただいま陳謝との意見がありましたので、お諮りいたします。

橋本徳一郎君に陳謝の懲罰を科すべしと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（成松由紀夫君） 挙手全員と認め、橋本徳一郎君に対し、陳謝の懲罰を科すことに決定しました。

しばらく小会します。

（午後2時19分 小会）

（午後2時46分 本会）

○委員長（成松由紀夫君） それでは、本会に戻します。

それでは、陳謝の懲罰を科すことに決定しましたので、御協議いただいた案文につきまして、書記より朗読いたさせます。

（書記、朗読）

○委員長（成松由紀夫君） それでは、陳謝の文面については、御協議いただいた内容とすることに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（成松由紀夫君） 挙手全員と認め、この文面を陳謝文とすることに決しました。

なお、ただいま決定されました陳謝の懲罰を科すことについては、次回の本会議冒頭で委員長報告を行い、本懲罰について本会議で可決されれば、陳謝の懲罰を科することになります。

以上で付託された案件の審査は終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会審査報告書及び委員長報告の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

これをもちまして、橋本徳一郎君に対する懲罰特別委員会を閉会いたします。

（午後2時47分 閉会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和元年8月1日

橋本徳一郎君に対する懲罰特別委員会

委員長